

京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程の一部を改正する規程

京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程（昭和四十七年達示第十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「国の機関、他の国立大学法人、特定独立行政法人等の職員」を「国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは特定独立行政法人等の役員若しくは職員」に改める。
附則
この規程は、平成十七年三月二十二日から施行する。